

議案第7号

阿見町高齢者福祉基金条例の制定について

阿見町高齢者福祉基金条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町高齢者福祉基金条例

(設置)

第1条 本町に居住する高齢者の福祉を増進する目的で行われる施策及び事業に要する資金に充てるため、阿見町高齢者福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的に沿う寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実なかつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実なかつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号説明資料

阿見町高齢者福祉基金条例の制定について

【制定理由】

本町に居住する高齢者の福祉を増進する目的で行われる施策及び事業に要する資金に充てるため、高齢者福祉基金を設置するものである。

【主な内容】

高齢者福祉の増進を目的とした寄附金について、高齢者福祉基金に積み立て、町が実施する高齢者福祉施策及び事業に係る経費の財源として充当する。